

▼騒音に係る環境基準

<騒音に係る環境基準>

令和8年3月31日現在

地域の類型	基準値		該当地域
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	仙台市青葉区荒巻字青葉の第2種中高層住居専用地域の内文教地区(公園区域を除く)
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下	仙台市他25市町村(※)の区域で第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、仙台市の第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域(一部地域に限る)、他25市町村の第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	仙台市他25市町村の近隣商業地域(一部の地域を除く)、商業地域、準工業地域、工業地域

※仙台市他25市町村:仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、大河原町、村田町、柴田町、亶理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大衡村、美里町、女川町、南三陸町

<騒音に係る「道路に面する地域」の環境基準>

令和8年3月31日現在

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

<航空機騒音に係る環境基準>

令和8年3月31日現在

地域の類型	基準値(単位 Lden)	該当地域(昭和49年12月27日、昭和51年12月28日指定)
I	57以下	霞目飛行場の周辺地域(資料編図2-4-4-3参照)
II	62以下	仙台空港・霞目飛行場及び松島飛行場の周辺地域(資料編図2-4-4-1、図2-4-4-2及び図2-4-4-3参照)

(備考)

霞目飛行場(昭和51年12月28日宮城県告示第1192号)

仙台空港(昭和49年11月27日宮城県告示第1317号、最終改正:平成25年3月29日宮城県告示第264号)

松島飛行場(昭和51年12月28日宮城県告示第1193号、最終改正:平成25年3月29日宮城県告示第265号)

<新幹線鉄道騒音に係る環境基準>

令和8年3月31日現在

地域の類型	基準値	地域(昭和52年5月20日指定)
I	70デシベル以下	東北新幹線鉄道の本線及び側線の軌道中心線から両側にそれぞれ300メートル以内の区域(以下「沿線区域」という。)のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びにその他用途地域以外の地域の一部(別図に示すとおりとする。)。ただし、新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地、線路等用地及び河川区域を除く。
II	75デシベル以下	沿線区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにその他用途地域以外の地域の一部(別図に示すとおりとする。)。ただし、新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地、線路等用地及び河川区域を除く。

別図については、宮城県環境対策課のHPで公表しています。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/kijyun-sinkansen.html>